

平成21年 5月20日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19830029
 研究課題名（和文） 中国における学校制度の柔軟性
 —子どもの多様性に対処する視点から—
 研究課題名（英文） The flexibility of the schooling system in China:
 From the viewpoint of dealing with the variety of students
 研究代表者
 楠山 研 (KUSUYAMA KEN)
 長崎大学・教育学部・助教
 研究者番号：20452328

研究成果の概要：

中国は一般的には中央集権国家と認識されており、実際に教育分野においても厳格に統一的な規定が定められている場合が多い。しかし多様で莫大な人口が広大な国土に居住している状況に対処するため、とりわけ初等中等教育については、地方政府に一定の権限と責任を与えてきたが、それが格差残存の要因ともなっていた。現在、地方の多様性を評価する考え方が広まったことにより、現象としてはそれまでと同様のものであっても、それぞれの実践に深みや積極性がみられるようになっている。今後こうした実践を共有する方法が確立されれば、その可能性はさらに広がっていくと考えられる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	870,000	0	870,000
2008年度	1,100,000	33,000	1,430,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,970,000	33,000	2,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学 4002

キーワード：中華人民共和国、学校制度、地方分権、校長責任制

1. 研究開始当初の背景

いじめや学級崩壊、登校拒否児童の増加など、教育現場における問題の増加・複雑化に直面して、子どもの多様性に応じて、選択肢を増やすといった取り組みが目指されている。その際、改革を要するものとしてしばしば指摘されるのが、学校制度の硬直性である。これに対処する方策として、学校制度の弾力化と、制度変更を伴わない弾力的運用の2つ

に分けた場合、当然法的根拠をもった弾力化の重要性は疑いがない。しかしそもそも学校制度には、多様な集団を1つにまとめて、効率的に運用するという役割があるため、制度改革のみでは個々への対処に限界が生じてくる。よって本来的には固定的である(べき)制度に、ゆるやかな柔軟性を与えることができる取り組みが、学校制度の弾力的運用ということになる。

2. 研究の目的

本研究は国が集権的に定めている概念上の制度の枠組みの中で、地方の各レベルの政府や学校が現地の実情を鑑みて、どのような弾力的運用をおこなっているのかについて分析することを目的とする。対象国は多様で莫大な人口が広大な国土に居住している状況に対処するため、地方政府に一定の権限を与えてきた中国である。中国は一般的には中央集権国家と認識されており、実際に教育分野においても厳格に統一的な規定が定められている場合が多い。しかし多様で莫大な人口が広大な国土に居住している状況に対処するため、とりわけ初等中等教育については、地方政府に一定の権限と責任を与えてきた。地方政府は、中央政府が定めた制度的枠組みを尊重しつつ、その制度の枠内で弾力的に運用することで教育の普及拡充に取り組んできた経緯がある。これに加えて近年、校長責任制の導入など、学校レベルでの弾力的運用も増加してきている。この中国における学校制度の弾力的運用の現状および課題について分析をおこなった。

3. 研究の方法

本研究においては、研究代表者のこれまでの研究成果や先行研究をもとに、中国の学校制度の構造（各段階の政府の役割、学校が有する権限など）を仮想した上で、現地調査や情報収集によってこれを確定することをめざした。現地調査については、本研究費を利用しておこなったものを中心とした計6回の渡航により、学校訪問（小学校、初級中学、高級中学、大学）、校長を含む教員との面談、現地研究者との意見交換、資料収集を実施した。

本研究全体の基礎的作業として、中国の学校制度に関する、①全体構成、②近年の改革状況、③地方レベルを中心とした学校制度の弾力的運用にあたる事例についての文献資料収集・分析を、研究期間全体を通じて実施した。

このうち①に関しては、応募者のこれまでの学校制度に関する先行研究と、これらを執筆するために収集した資料をもとに、②の最新の状況も含めた情報収集をおこなった。また直接学校制度に関連していなくても、個々の子どもへの対処としての才能児への対処に関する研究、少数民族教育に関する研究なども、弾力的運用の事例として整理することができると考えられるため、そうした事例についても、これまで収集した文献、新聞報道、インターネットにある記事等から情報を集め、整理した。これらをもとに、学校制度の国定部分、地方政府が定めている部分、学校その他に任されている部分を確認した。

現地調査において主に対象としたのは、首都である北京市、先進的実践を積極的に進めている上海市、および北京市、上海市の周辺にある比較的教育熱の高い地区である。具体的には、日本の国立政策科学研究所に相当する北京市の中央教育科学研究所において、現地研究者・専門家との意見交換・情報収集をおこなった他、北京師範大学、華東師範大学等において、現地研究者と面談し意見交換をおこなった。また大学附属学校を参観するなどして、とくに先進的な実践をおこなっている学校での状況の把握、教員との面談を実施した。また北京市、上海市等の各地域において、学校訪問（小学校、初級中学、高級中学、大学）を実施し、校長を含む教員との面談、現地専門家との意見交換、資料収集を実施した。

4. 研究成果

その結果として、中国における学校制度においては、かなりの部分が柔軟性をもつようになってきていることが確認できた。中国においてはこれまでも、中央が管理しきれないための多様化がみられていたが、地方における実践の多様性を評価する考え方が広まったことにより、現象としてはそれまでと同様のものであっても、これを自由さをもって公にできることで教育関係者や教員の意識が変わり、それぞれの実践に深みや積極性がみられるようになってきていることが確認できた。

ここに至る過程においては、カリキュラム改革が全面的に進行し、小学校から大学入試に至るまで、地方の多様性が認められる雰囲気になったこと、およびこれまでは多様性という名において各地に格差が残存していたが、これが法律改正等により責任が明確になり、地方政府も積極的に改善をめざすようになったという背景が大きく関係している。

中国では、とくに2000年代になってから初等中等学校段階において大規模なカリキュラム改革が進められ、そこでは教育内容や授業時数など国が厳格に規定していた部分が減らされ、地方政府や学校が決定できる部分が大きく拡大された。また、これまで国が大きく関与してきた大学入試において、定員を省に配分するという方針に大きな変化はないものの、その試験問題を一部の地方政府が自ら作成するようになってきた。現在すでに約半分の省や直轄市が自主作成問題を使用している状況にある。

これまで大学入試の存在が初等中等教育に与えてきた正負両面の影響は甚大であり、試験のための教育と言われてきた一因といえる。これを改めるために登場した素質教育などの改革は、そうした大学入試の影響を排除するための方策でもあったといえる。ただしやはり現在でも、初等中等教育にとって大

きな目標である大学入試が与える影響は甚大である。その大学入試において、試験問題を省が自主作成するようになってきていることは、大学入試の問題が多様化、地方化する可能性を十分有している。そこから当然、その省の中の小学校からの教育も多様化、地方化が急速に進むものと考えられる。大学の定員は国が計画的に配分する方法を残しつつ、その教育については入試問題まで含めてすべて省の中で完結するという方法は、莫大で多様な人口を抱え、広大な国土をもつ中国における新しい教育モデルが誕生する可能性がある。そうした場面において、学校制度の弾力的運用はより一層進んでいくものと予想される。

ただしこうした多様性を認めることに全く問題がないわけではない。中国では、地方分権化すれば乱れ、中央集権化すれば硬直するという歴史を繰り返してきた経緯がある。また比較的最近（1986年）施行された中国における義務教育制度は、普及状況に大きな差がある状況からスタートしたために、普及をめざす地区と充実をめざす地区のそれぞれで、それぞれの目的をもった弾力化といえる状況が見られていた。これらは「地域の実情に合わせる」という言葉によって、学校制度を弾力化したり、カリキュラムを柔軟にしたりすることによって、一方で普及を進め、もう一方で充実を図る役割を果たしていた。ただしその「地域の実情に合わせる」という言葉が、そのまま地域間格差を残存させる口実となっていたのも確かであった。

こうした問題に対処する意味も含めて、2006年に、修訂された新しい「中華人民共和国義務教育法」が施行された。旧法施行からちょうど20年経ったこの時期に修訂された新「義務教育法」は、この20年間で生じた問題に対処し、今後の義務教育のあり方を定めたものということができる。とくに地域間格差について、国や地方政府の責任をより具体的、明確に示すことによって、国や地方政府の積極的な努力を求めるものとなっていることが注目される。

中国ではこれまで社会全体の傾向として、画一的な制度とともに、省レベル、地方政府レベル、学校レベル、個人レベルでの例外的措置が存在し、これをもって全体としてのまとまりを保ってきた面があった。しかし今後の中国独自の義務教育段階の学校制度の姿は、国としての統一はあまり追求せず、法律を根拠としながら、省を頂点として、大学入試やカリキュラムを媒介として、国や下級レベル政府との均衡関係を保った中央集権と地方分権の中間にあるような制度になっていくことが予想される。よって今後の中国における義務教育制度における弾力的運用は、より一層重視されることになるであろう。

こうしたカリキュラム改革、大学入試改革、地方政府の責任を明言した法律改正などを背景として、学校制度の弾力的運用は、狭義の学校制度の部分から、カリキュラムや入学・進学試験の方法、実際の授業方法までを含めた広義の学校制度まで、すべての側面について各地で確実に進行している状況にある。ここではその具体的な例として、制度面における弾力的運用の例として上海市における学校制度をめぐる状況について、実践面における弾力的運用の例として小学校における英語教育の状況をあげておく。

学校制度は、アメリカ合衆国のように州ごとに独自の学校制度を定めている場合もあるが、こうした一部の例外を除いて、世界中の多くの国が統一的な学校制度を定めるか、統一をめざした整備を進めている状況にある。その国の学校制度が複線型であっても分岐型、単線型であっても、国のスタンスとしては、できることなら統一的なものがよいという姿勢が一般的であると考えられる。

中国では、文化大革命などの一部の時期を除けば、基本的には1922年に当時アメリカの一部の地域で実施されていた633制を、現在まで国の基本的な学校制度としてきた。1980年代から2000年代にかけて、543制というスタイルが実験的に各地で導入されたが、実験の域を出ないままに終わっている。そうした中、上海市は2004年に、上海市の学校制度は543制にすると決定した。直轄市でありながら、教育に限らず独自のスタイルを模索する傾向がある上海市が、543制を正式に導入したことは、全国的な影響も予想されるところだが、現在のところ目立った動きはない。そこには、多様性を認める考え方が根付いてきたことも関連があると思われる。

上海市において543制が初めて導入されたのは、1990年代に、ベビーブームの世代が小学校に入学するようになって、校舎が不足する事態が生じた時である。それまで633制を実施していたが、小学校の校舎・教室が足りなくなったため、1988年から小学校6年生を初級中学（日本の中学校に相当）に移し、「初中準備クラス」として授業を始めた。当初は「小学初中54分段、小学教育6年制」と称していた（上海市教育委員会「本市義務教育段階実行五四学制に関する通知」上海教育ウェブサイト、2004年、<http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/716.doc>）。こうした経緯から、教育関係者にも市民にも導入当初は、一時的なもの、実験的なものという認識があった。当時、中国国内では63制にするか54制にするかという議論が進められていたが、国家首脳の発言などでは、最終的にはどちらかに統一することを前提とする傾向があった。

しかし、ベビーブームの高波が初級中学、高級中学に移っていても、国家首脳が63制を中国の学校制度として扱うようになって、上海市における実験的54制は元に戻されることはなかった。それは54制が上海市ではうまくいっていると認識されるようになってきていたからである。そして2004年、すでに上海市民にとっては当たり前のものとなっていた54制が、上海市の正式な学校制度となったのである。同時に小学校6年生と初中準備クラスは廃止された。

中国では、「当地の状況に応じて」地方政府が策を練ることがしばしば推奨されるが、それは多くの場合、北京市や上海市のようになれない地域もあせることはなく、いまできるところから始めて、徐々に近づけばよい、というメッセージが込められている場合が少なくない。しかし、上海市における54制は、大都市自らが、上海にとってはこの形が良いと宣言したものであり、これまでのような暫定的に多様性を認めるものとは大きく異なっているということができる。

これが可能になった背景として、例えば教科書を地方政府が作れるようになったことで、上海市が54制に対応した教科書が作成できたこと、カリキュラムの作成が義務教育9年間を統一したものとなったため（1年生から9年生という扱いになったため）、63制でも54制でも、国のカリキュラムとして問題がなくなったという点があげられる。しかし何よりも重要なのは、学校制度は統一すべきだという考え方が影響力をもたなくなったことといえよう。その結果、多様性は「やむを得ないもの」ではなく、むしろ進んで創造するものという姿勢を、直轄市自らがみせたことは、他の地方政府にとっても大きな意味をもっていると思われる。もちろん、そうした多様性の推奨が、各地に残る深刻な格差を覆い隠す役割を果たす可能性がなくなったわけではない。これについては、今後も注意深く見つけていく必要がある。

こうした多様性を認める考え方は、制度面だけでなく、例えば授業の内容についても及んできている。現在中国では、小学校3年生から英語教育を実施することになっている。しかし北京市や上海市といった地域を始めとして、小学校1年生から導入している地域は少なくない。正式な実施ではないため、教科書等の準備は十分とはいえない状況にあるが、そうした先行的実施を支えているのは、現場の教員による独自教材の作成である。上海市のある小学校を、2005年、2008年に2回訪問し、英語授業を参観したところ、そうした独自教材がより進んでいることはもちろん、そうした優れた独自教材が教科書・教材会社によって正式な教材となり、他の学校の実践でも使用されているということであ

った。これも多様性が認められたことによる、教員の積極性の増加として評価できよう。またそうした実践は、就学前教育段階から高等教育機関まであらゆる段階でみることができ。中国の現在の発展が、今後も継続するかどうかは、こうした点も大きく関係してくるといえよう。

こうした狭義および広義の学校制度における弾力的運用は、個々の子どもの多様性に対処する際にも大きな効果を発揮すると考えられる。加えて、こうした実践経験を各学校、各地域で共有するシステムが整えば、その可能性はさらに広がっていくと考えられる。中国と日本では様々な背景が異なり、単純に比較することは難しいが、こうした実践の共有をめざすことも、現在各地で進行している国際交流の1つの柱となりうるといえよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3件)

- ① 楠山研「中国の大学における教養教育の動向」『教養教育の新しい一歩に向けて(2)－韓国と中国の主要大学の教養教育調査－』(平成19・20年度長崎大学大学教育機能開発センタープロジェクト研究成果報告書)、2009年、pp.17-27。
- ② 楠山研「中国の地方大学の特色作りに関する考察」『京都大学大学院教育学研究科紀要』54号、2008年、pp.24-38。
- ③ 楠山研「中国における義務教育制度の弾力的運用に関する動向」『義務教育の機能変容と弾力化に関する国際比較研究(平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(B))最終報告書)』研究代表者:杉本均、pp.199-205。

[学会発表] (計 1件)

- ① 松浦真理・南部広孝・楠山研・石川裕之「『育児の公共化』と『ジェンダー秩序』からみる子育て支援の特徴と課題－中国・台湾・韓国・オランダ－」日本比較教育学会第44回大会、2008年6月29日、東北大学。

[図書] (計 2件)

- ① 南部広孝・楠山研『中国の大学入学者選抜

における「自主招生」の現状(資料集)』(東アジア諸国・地域における大学入学者選抜制度の比較研究(平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(C))中間報告書)研究代表者:南部広孝、長崎大学アドミッションセンター、2008年、全197頁。

②清水一彦・山内芳文他著『国際化と義務教育』全国海外教育事情研究会(共著者14名中12番目)、分担部分:「第2部 世界の義務教育の歴史と現状(8)中国」、2008年、pp.141-150。

[産業財産権]

○出願状況(計 0件)

なし

○取得状況(計 0件)

なし

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

楠山 研 (KUSUYAMA KEN)

長崎大学・教育学部・助教

研究者番号: 20452328

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし